

市民税・県民税の申告はお早めに!

平成30年度分(平成29年分)の市民税・県民税の申告を受けます。会場と日時を確認の上、ご来場ください。平成29年度の申告をしたかたには、平成30年度分の申告書を1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

受付会場	受付日時	
芝市民ホール(芝支所と併設)	2月1日(木)・2日(金)	9:00 ~ 15:00
戸塚公民館	2月5日(月)・6日(火)	
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月7日(水)~9日(金)・13日(火)	
新郷公民館	2月14日(水)	
安行公民館	2月15日(木)	
神根公民館	2月16日(金)	
市役所本庁舎 5階大会議室	2月18日(日)~3月15日(木) (土・日曜日を除く) ただし、2月18日(日)・25日(日) は受付	9:00 ~ 16:00

※所得税の住宅借入金等特別控除は受け付けできません。税務署に問い合わせください。

※各会場の受付は給与・公的年金等の所得に限ります。市民税課に問い合わせください。

※各会場の初日は大変混雑します。混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

※駐車台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※新郷公民館・安行公民館は設備工事のため、駐車場が使用できない場合があります。



申告が必要なかた

※市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安です。当てはまらない場合がありますので、不明な場合は市民税課にお問い合わせください。

スタート

平成30年1月1日現在、
川口市に居住している

いいえ

川口市への申告は不要

1月1日現在居住の市区町村に
お問い合わせください

はい

平成29年1月1日~12月31日
に収入がある

税務署に確定申告をする

はい

市民税・県民税の申告は不要

いいえ、
または
分からぬ

はい

市民税・県民税の申告が必要

いいえ

親族の扶養に入っていて、扶
養者が年末調整や確定申告な
どで扶養親族として申告して
いる、またはする予定

いいえ

給与が主な所得のかた

給与収入が2,000万円を超える

はい

いいえ

年末調整をしていない、または年末調整で適用を受けられない控除(医療費控除など)を受ける

はい

いいえ

2カ所以上から給与の支払いを受けている

はい

いいえ

年末調整された給与のほかに所得がある

はい

いいえ

勤務先から給与支払報告書
が川口市に提出されている

はい

いいえ

ほかの所得が20
万円を超える

はい

所得税の確定申告が必要
市民税・県民税の申告は不要

年金が主な所得のかた

公的年金等の収入が400万円を超える

はい

いいえ

公的年金等の
収入以外の所
得が20万円を
超える

はい

いいえ

扶養親族や医療費・社会保険料・生命
保険料などの控除の追加がある

はい

いいえ

申告は不要

市民税・県民税の申告が必要

申告は不要

※確定申告が不要なかたでも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすると所得税が還付されることがあります。

※所得のないかたで、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で申告が必要なかたや税証明書を必要とするかたは、市民税・県民税の申告が必要となります。

申告に必要なもの

■ 告者手帳など)

■ 配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(寡夫)控除・震保険料控除・寄附金税額控除など

■ 勤労学生控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地



- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具

■ 確定申告の場合は、申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの(税務署から送付されているかたのみ)も必要です。

■ 「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付されているかたのみ)も必要です。

■ 所得税の確定申告をされるかたは、市民税・県民税の申告は不要です。

- 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)
- 社会保険料(健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書

- 生命保険料(一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)や地震保険料などの控除証明書

- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類(明細書は事前に記入してください)

- そのほか申告に必要な書類(障)

各種所得控除の 申告も忘れずに

国民健康保険に 加入されているかた

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要となります。

固定資産税を経費と して申告されるかた

口座振替で納付した 固定資産税を経費と して申告されるかた

平成29年度から「口座振替納付済通知書」の送付を終了いたしました。確定申告の際に固定資産税を経費として申告される場合は、昨年5月上旬に送付しました「納税通知書」をご利用ください。

問 市民税課 048-259-7635、7636、7245

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

■ 配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(寡夫)控除・震保険料控除・寄附金税額控除など

■ 勤労学生控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地

不動産の公売

市税などの滞納で差し押された財産を公売します。

日 2月6日(火) 場 埼玉県庁舎

売却区分番号	見積価額 公売保証金	財産種別	財産所在地	専有面積 (m ²)
納-1				
納-2	1,670万円 170万円	土地付建物	江戸	165.56 土地
納-3	2,040万円 210万円	マンション	並木	66.73 専有面積
納-4	3,550万円 360万円	土地	安行原	686 土地
特債-1	680万円 68万円	マンション	新井町	75.34 専有面積
特債-2	1,820万円 182万円	土地付建物	前上町	76.57 土地
特債-3	1,060万円 106万円	マンション	戸塚	61.98 専有面積
特債-4				
特債-5	640万円 64万円	土地付建物	峯	196.10 土地
特債-6	3,890万円 389万円	土地付建物	北園町	198.03 土地
特債-7	690万円 69万円	マンション	里	57.63 専有面積
特債-8	990万円 99万円	土地	木曽呂	547 土地

問い合わせ…納税課 048-259-7642(納1~4)
特別債権回収課 048-258-1110
(内線2878)(特債1~8)

※公売財産の詳細は、市ホームページをご覧ください。
完納などにより、中止になる場合があります。

税務署からの お知らせ

申告書は、自宅で作成し郵送で提出を

例年、確定申告会場(SKIP会場)は大変混みあい、来場から手続き終了まで、平均90分(最大3時間超)かかります。

また、会場では、納税者自身がパソコンで申告書を作成します。

国税庁ホームページ、自宅などで確定申告書が作成できますので、郵送で提出してください。

※電話で個別サポートもできます。ヘルプデスク(0570-01-5901)をご利用ください。

※受取日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えのほか、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

国税庁「確定申告書等作成コーナー」の利用方法は動画で作成方法・入力方法などを簡単解説!!

国税庁動画チャンネル

検索



確定申告会場(SKIP会場)

場 SKIPシティ総合棟1階多目的ホール
(上青木3-12-18)

日 2月16日(金)~3月15日(木)(土・日曜日を除く)
(2月18日(日)、2月25日(日)は開場)

9:00~16:00

(混雑状況により受付終了時間は早める場合があります。)

問 川口税務署 048-252-5141

西川口税務署 048-253-4061

※自動音声に従い番号「0」を選択してください。

※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。

※SKIP会場では納付は取り扱っていません。SKIP会場開設期間中は、税務署庁舎内には確定申告相談会場はありません。

医療費控除に関する明細書の提出義務化

医療費控除を適用されるかたへ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要です。

領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。